

令和6年度 岐阜県地方改善促進審議会 議事要旨

1 日 時 令和7年2月28日（金）14時00分～15時00分

2 場 所 岐阜県議会棟 大会議室

3 報告事項

- (1) 令和6年度部落差別（同和問題）解消に向けた啓発活動等について
- (2) 令和7年度同和対策関係予算（案）の概要について
- (3) インターネット上の人権侵害への対応について

4 報告事項に関する質疑、発言要旨

(委員) 労働雇用課の施策で、実際に相談される方は就職の場面や現場においてどのような悩みがあるのか。義務教育課の施策で、モデル校の話があったが具体的にどこの学校がモデル校なのか。また、新しい知事が就任したが来年度は全体的にどのような方向で進んでいくのか。今後何が柱となっていくのか、それぞれ教えてもらいたい。

(事務局) まず、労働雇用課から職業安定協力員の活動状況についてお答えします。職業安定協力員の活動は、相談される方がハローワークに行かれる時に同行したり、就職や転職等について相談にのるなどしてます。件数は、昨年度は389件です。

次に、義務教育課からモデル校についてお答えします。この事業は、3年間取組みを進める地域の指定と、2年間取組みを進める単独の学校の指定という2つの事業があります。本年度の地域の指定は、各務原市立川島中学校区です。川島小学校と川島中学校で人権に関する授業を実施したり、地域の方や社会人の方を学びに招いたりするなどして、3年間人権に関する取組みを行いました。

一方、単独の学校の指定は、2年間白川村立白川郷学園が取組みを行いました。こちらは、義務教育学校という良さを生かして、小学1年生から中学3年生までが1つになり、様々な人権問題について話し合ったり、地域へ出て地域の方と一緒に人権に関わる様々な取組みを行ったりしました。

次に、全体的な方向等について人権施策推進課からお答えします。一般的に研修会は、人権に興味のある方が参加する傾向があります。したがって今後は、あまり人権に関心がない方に対していかに啓発していくかだと思います。具体的には、商業施設や県・市町村のイベント等に自らが出向いて展示やグッズの配布を行ったり、新聞や駅前の看板に人権に関する広告等を出したりして、人権について考えるきっかけを作り、普段人権に関心がない方々にいかに人権について興味を持ってもらうかというところに力を入れていきます。

また、知事が変わりましたが、今後知事には人権施策推進指針の改定の準備をしていく中で、これまでどのようなことに取組み、どのようなことが課題なのかということをしっかり伝えていきます。

(委員) インターネットの問題がすごく心配です。自分の居場所を求めて、インターネットにはあまりすぎて昼夜が逆転してしまい、不登校や依存症になってしまった子供もいます。最近のニュースでは、暴力団関係に繋がるようなこともあります。県として横の繋がりをしっかり持つことが必要だと思うが、教育関係及びインターネット関係の部署に取組等を教えてもらいたい。

(事務局) 義務教育課から教育関係についてお答えします。ネット環境に対する心配をいただきましたが、教育委員会の学校安全課においてネットパトロールをしています。危険な書き込み等があれば教育委員会として個別で削除依頼をしたり、身元がわかるようであれば学校を通じて働きかけをしたりしているところです。

一方、インターネットの居場所という話がありました。不登校児童生徒の中にはこの空間なら名前も顔も明かさず自分の存在を示すことができるというお子さんもいるので、インターネット空間をあえて提供している市町村もあります。

一般的なインターネットについて人権施策推進課よりお答えします。委員ご指摘の通り県民意識調査では、インターネットの誹謗中傷に対し心配されている方が多いです。しかも比率は上がっている状況のため、県としても一番力を入れてやっていきたい分野です。当然教育委員会と連携してやっていかないといけない部分もあるので、情報共有をしながらやっていきます。

また、知事部局でもモニタリングを行っており、1週間に1回専門の職員3名でモニタリングを実施しており、明らかに差別の助長であるものについては、法務局に削除要請しています。昨年度は8件、今年度は12件削除要請を行っています。

(委員) インターネットのモニタリングについて、実施していない市町村が25あります。できれば、全部の市町村で同じレベルでモニタリングをやっていただきたい。また、本人通知制度で登録期間が永年のところもあれば3年間で抹消される市町村もあり、登録期間にばらつきがある。すべての市町村を同じレベルにしていっていただきたい。個人で登録しても、家族の名前で取得したら戸籍等が取れてしまう問題もある。だからもう少し細かな部分も決めていくと抑止に繋がる。先ほどのインターネットに関することも含めて、県から指導をしてもらいたい。

(事務局) 県が行ったモニタリングの情報については市町村に情報提供しております。モニタリングを実施する市町村は少しずつ増えています。最終的には市町村の判断になりますが、大事なことは市町村との連携だと思いますので、現在も行っていますが、市町村との協議の場などにおいてモニタリングの事例等の情報共有を図ってモニタリングを実施する市町村数を増やしていきたいです。

また、本人通知制度の登録期間は、こちらも市町村で判断することですが、委員が言われる通り登録期間にばらつきがありますので、市町村等の会議の場でそういった心配がある旨を周知していきます。

(委員) インターネットの誹謗中傷はひどい状況である。それらは、犯罪ではないか。

(事務局) 明らかに名誉を棄損しているものは犯罪になりますし、それらは法律に基づいて対応し

ていけばよいが、そこまでいかないグレーなものもあり誹謗中傷された本人の被害届等の提出が必要なハードルが高いものもあります。だからと言って、インターネット上の誹謗中傷を放置していたらいつまでたっても状況は改善されないので、市町村や県は削除要請をやっていきます。

また、昨年の5月に情プラ法が公布され1年以内の施行予定ですが、これにより大きなプラットフォーム事業者は削除要請等に対して迅速な対応が求められることとなりますが、それらの動きも見つつ、一方で情プラ法が施行されるから削除要請をしなくなるのではなく、引き続き重層的に、市町村・県・国で、差別を助長するような書き込みに対してはしっかり対応していきます。

(委員) 警察当局へは、こうした問題の情報は提供しているのか。

(事務局) 被害者が相談に来られて明らかに相談内容が名誉棄損であれば個別に相談することは可能ですが、現在のところ、本人がインターネット上の誹謗中傷について相談に来て警察に情報提供をおこなった事例はないです。ただ、もちろん相談に来られて、明らかに名誉棄損であるような事例があれば、適切な機関を紹介することはしっかりやっていきます。

(委員) インターネット上にあることないことを書かれて生活していくということは非常に耐え難い問題であるが、誹謗中傷する人達は何が目的でこのようなことをするのか。

(事務局) 動機の部分はわからない部分はあるのですが、ただ目的がどうであれ誹謗中傷して人を傷つけているものは、しっかり削除要請していきます。

(委員) 示現舎の地名総監復刻版裁判のときに出された判決を皆さんご存じだと思うが、要するに、この地区が部落だと示された場合、そこに住んでいる人は直接被害がないように見えても、そのことによって怯えながら生活しなければならないという被害があり、このことにおいては人権侵害だという最高裁の判例です。この司法判断に則った行政の施策をしていかななくてはならないと思います。これからこの判例が生きていくと思います。県下の部落の人が、裁判で訴えれば勝てます。訴えないだけです。だからそういう人たちが苦しむので、そのところを踏まえた人権行政をやっていって欲しいです。

(事務局) 差別をされない権利について、県も判決を承知しております。そのような判決が出されたということで、県が裁判というわけにいかないにしても、このような判例が出ていることを広く伝えていきます。また、本当にそういうお気持ちがある人が相談に来た時、弁護士や適切な機関への橋渡しや活用できそうな制度をお知らせすることは行政の責任だと思いますのでしっかりやっていきます。

(委員) 差別の解消に向けて、部落差別に対する正しい理解と認識が県民の皆さんの心に十分行き届くよう、効果的な人権教育啓発活動を推進していく必要があります。